

九州圏広域地方計画（H21.8策定）

○計画期間を概ね10年間

○新たな九州像、7つの戦略目標及び広域プロジェクトで構成。

○新たな九州像

1. 東アジアの成長と連動し自立的に発展する九州圏の形成
2. 豊かな自然と都市的利便性を享受し多様な活躍の場を創出する九州圏の形成
3. 安全・安心で美しく誇りが持てる九州圏の形成

○ 現計画策定後の九州を取り巻く状況

<成長するアジア>

- ・高い成長力 予測を超えた伸び。今後約5年は中国8%、インドや東南アジア諸国は4~8%の成長を予測。(IMF)
- ・増加する購買層 アジアの中間層は今後10年で2倍、富裕層は5年内に日本を超える規模に拡大。
- ・人口ボーナス アジアの人口は2050年までに全世界人口の5割を超える(2050年推計約50%)

<九州の状況>

○域内人口の減少ペースは緩和。

福岡市をはじめとする各県庁所在都市がダム効果を発揮

○域内総生産は44兆円。

自動車他製造業の伸び、成長期待産業の集積。
農林水産業は全国の約2割を生産。

○九州とアジア・世界との貿易額が堅調に増加。

自動車等の輸出が増加。農林水産品の海外展開。
外貿コンテナ取扱量は過去最高。(157万TEU)

○観光の活性化 域内宿泊数は3割増

九州新幹線開業の効果大
外国人観光客は過去最高をマーク。(122万人)
国際会議開催数50%増、福岡市は全国2位。

○九州とアジアとの交流・連携の深化

輸出額の58%がアジア圏。
外客、外貿コンテナの95%がアジア圏。
経済連携(MOU)アジア5カ国+3地域と締結。
LCC国際線の新規就航7路線はアジア圏。

○社会インフラの整備が一定程度進展

九州新幹線全線開業(H23.3)
北九州市～宮崎市間の東九州自動車道が完成予定
(H28年度)
九州新幹線長崎ルート開業(H34年度)

○東日本大災害後の安心・安全の確保

大規模災害(新燃岳噴火、九州北部豪雨災害等)。
南海トラフ巨大地震による被害への懸念。
社会インフラの長寿命化問題が顕著化。

新たな九州圏広域地方計画（検討の経緯②）

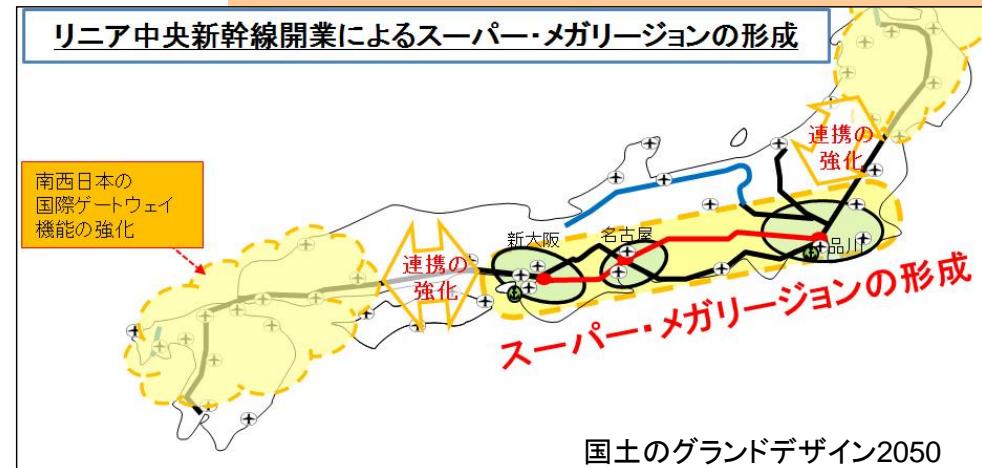
全国的な検討 <国土のグランドデザイン2050 → 「新たな国土形成計画(全国計画)中間整理」H27.1.19>

○国土の基本構想

- ◇対流型国土の形成: 地方と都市・地方都市間・大都市圏間の対流
- ◇重層的かつ強靭な「コンパクト+ネットワーク」

○国土の基本構想実現のための具体的方向性

- ◇ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土
 - ・個性ある地方の創生: 地域が将来像を自ら確立
 - 地域構造の将来像: 小さな拠点、コンパクトシティ、地域間連携
 - 魅力ある「しごと」の創出: 地域資源の活用、農林水産業の6次産業化
 - 観光振興、サービス産業の生産性向上、イノベーション拠点の形成等
 - 人の「対流」の促進: 移住、二地域居住、二地域生活・就労等
 - ・グローバルな活躍の拡大
 - グローバルな対流の高度化（物流、人流）
 - スーパー・メガリージョンの形成（交通結節）
- ◇安定した社会を支える安全・安心な国土
- ◇国土を支える参画と連携



新たな九州圏広域地方計画の検討スケジュール

- H26.9.4 九州圏広域地方計画協議会幹事会
 - ・新たな九州圏広域地方計画見直し着手（キックオフ）
- H26.10～12 九州圏広域地方計画協議会幹事会（検討部会）
 - ・新たな広域地方計画骨子（案）の検討
- H27.1.8 九州圏広域地方計画協議会実務者会議
- H27.1.26 九州圏広域地方計画協議会幹事会
- H27.2.4(予定) 九州圏広域地方計画協議会

〈関係機関意見聴取〉

- H26.10.9～11.28
 - ・関係機関からの骨子検討に向けた資料収集
- 〈有識者ヒヤリング〉
- H26.10.21～11.28
 - ・有識者を対象に意見聴取（既計画の委員及び以外の方にも幅広く意見聴取）
- H27.1.22 学識者プレ懇談会

平成26年度

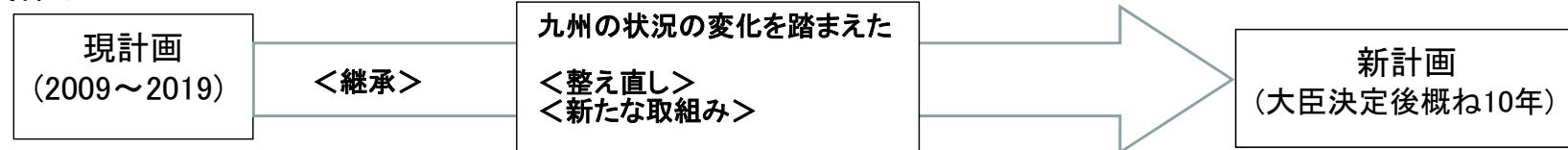
国土形成計画法第9条第2項にそった、新たな広域地方計画骨子（方針、目標、プロジェクト骨子）作成

○ 新たな計画の策定上のポイント

1. 現計画と新計画の関係

新計画は、現計画を「継承」しつつ、九州の状況の変化を踏まえた「整え直し」や「新たな取り組みの追加」を行う。

〈関係イメージ〉



2. 計画体系上の位置づけ

(1)「国土のグランドデザイン2050」(H26.7公表)

「今後、本グランドデザインなども踏まえ、国土形成計画の見直しに着手していくこととする。」（「はじめに」より）

(2)「国土形成計画(全国計画)」(H27夏頃閣議決定予定)

広域地方計画は、「全国計画を基本として」定めるものとされている。（国土形成計画法第9条第2項）

(3)「国土強靭化基本計画」(H26.7)

「国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とする。」と定められている。

（国土強靭化法第11条）

(4)「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年11月21日成立)

まち・ひと・しごと創生法では、次のように取り組むこととされている。

①「国は、基本理念(まち・ひと・しごと創生法第2条)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」「国の行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。(まち・ひと・しごと創生法第3条)

②政府は、基本理念(まち・ひと・しごと創生法第2条)にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。(まち・ひと・しごと創生法第8条)「都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。」(まち・ひと・しごと創生法第9条)と策定の努力義務が課せられている。

3. 個別プロジェクトの記載の考え方

・一の都府県の区域を超える広域の見地から必要な主要施策を中心に記述

・個別プロジェクトについては、計画期間中に実施が確実視されるものののみを記載

新たな九州圏広域地方計画（検討の経緯④）

4. 新たな九州圏広域地方計画策定スケジュール(案)

- 平成26年9月4日 第12回九州圏広域地方計画協議会幹事会（広域地方計画の見直しのキックオフ）
- 平成26年10月8日 九州圏広域地方計画協議会幹事会(第1回検討部会)（新たな九州圏広域地方計画の策定について）
- 平成26年10～11月 有識者ヒアリング（九州における今後10年で着目して取組むべき点等について）
九州圏広域地方計画協議会幹事会検討部会意見聴取（骨子検討に必要な各機関の計画等について）
- 平成26年12月25日 九州圏広域地方計画協議会幹事会(第2回検討部会)
・九州圏広域地方計画学識者懇談会について　・新たな九州圏広域地方計画骨子(素案)について
- 平成27年1月8日 第9回九州圏広域地方計画協議会実務者会議
- 平成27年1月22日 九州圏広域地方計画 学識者プレ懇談会
- 平成27年1月26日 第13回九州圏広域地方計画協議会幹事会
- 平成27年2月4日 第3回九州圏広域地方計画協議会
- 平成27年3月 新たな九州圏広域地方計画骨子(方針、目標、プロジェクト骨子)とりまとめ
- 平成27年夏頃 第4回九州圏広域地方計画協議会
・新たな九州圏広域地方計画(中間整理)
市町村計画提案(1ヶ月程度)
- 平成28年1月～ 第5回九州圏広域地方計画協議会
・新たな九州圏広域地方計画(計画原案)
パブリックコメント(1ヶ月程度)
- 平成28年3月 新たな九州圏広域地方計画 大臣決定